

令和 5 年

第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会  
議 案 書

令和 5 年 7 月 6 日

## 目 次

議案第9号	可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	1
議案第10号	可茂衛生施設利用組合職員の降給に関する条例の制定について ....	4
議案第11号	請負契約の締結について .....	5

議案第9号

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和5年7月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成18年  
可茂衛生施設利用組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後								
(名称及び位置) 第3条 研修館の名称及び位置は、次のと おりとする。 <table border="1"><tr><td>名_____称</td><td>位_____置</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名_____称	位_____置	(略)		(名称及び位置) 第3条 研修館の名称及び位置は、次のと おりとする。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)	
名_____称	位_____置								
(略)									
名称	位置								
(略)									
(指定管理者が行う業務) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行 うものとする。 (1)～(3) (略)	(指定管理者が行う業務) 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行 うものとする。 (1)～(3) (略)								

第2条 可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を次  
のように改正する。

別表第2を別表のように改める。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。

## 別表

### 別表第2（第21条関係）

#### 1 宿泊利用料金（宿泊者1人あたり）

区分		金額（管内）	金額（管外）
[4人部屋洋室] 201・202・203・204・205 カサブランカ（車椅子対応）	幼児以下	220円	330円
	小・中・高校生	1,540円	2,310円
	一般	3,080円	4,620円
[10人部屋] てっぽうゆり（グループ室） ひめゆり（グループ室）	幼児以下	220円	330円
	小・中・高校生	990円	1,430円
	一般	2,310円	3,410円

#### 【備考】

- 1 一般とは、幼児以下及び小・中・高校生以外の者をいう。
- 2 利用料金には、浴室利用料、冷暖房利用料、厨房設備利用料及びシーツ等寝具利用料を含むものとする。
- 3 幼児以下の利用料金は、単独で寝具を利用する場合のみ徴収するものとする。
- 4 利用料金の団体割引は行わないものとする。
- 5 4人部屋の宿泊は、2人以上の場合とする。
- 6 10人部屋の宿泊は、5人以上の場合とする。
- 7 連続して宿泊する場合は、5日以内とする。
- 8 連続して宿泊する場合を除き、宿泊は午後3時から翌日午前10時までとする。
- 9 休館日の前日は、宿泊できないものとする。
- 10 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

#### 2 会議室利用料金（1時間につき）

区分	金額（管内）	金額（管外）
会議用和室（午前9時から午後9時半まで）	250円	370円
グループ室（午前10時から午後3時まで）	250円	370円

#### 【備考】

- 1 利用料金には、冷暖房利用料を含むものとする。
- 2 利用時間を算定する場合に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

#### 3 体育館利用料金（1時間につき）

区分	金額（管内）	金額（管外）
全面（午前9時から午後9時半まで）	480円	720円

半面（午前9時から午後9時半まで）	240円	360円
-------------------	------	------

【備考】

- 1 利用時間を算定する場合に1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

4 浴室利用料金（1回につき）

区分	高校生以下	一般（左記以外）
正午から午後10時まで	250円	500円

【備考】

- 1 休館日以外に、毎週月曜日は休みとする。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

議案第10号

可茂衛生施設利用組合職員の降給に関する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合職員の降給に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年7月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員の降給に関する条例

可茂衛生施設利用組合職員の降給に関しては、組合管理者の属する市町村の職員の降給に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和5年7月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 目 的 | 令和6年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事                             |
| 2 方 法 | 随意契約   |
| 3 金 額 | 239,800,000円                                     |
| 4 相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号<br>日立造船株式会社中部支社 支社長 朝枝 政利 |